### 会議録

| 会議の名称    | 平成29年度第2回 東大和市廃棄物減量等推進審議会         |      |  |      |    |
|----------|-----------------------------------|------|--|------|----|
| 開催日時     | 平成29年8月31日(木)午前10時30分~午前12時       |      |  |      |    |
| 開催場所     | 東大和市役所会議棟6会議室                     |      |  |      |    |
| 出席者及び欠席者 | ●出席者(敬称略)                         |      |  |      |    |
|          | (委員) 田村茂(会長)、内野美樹子(副会長)、岸和雄、町田    |      |  |      |    |
|          | 道子、星文子、大羽敬子、吉浦髙志、陣野原佐江子、岩         |      |  |      |    |
|          | 﨑和夫、小榑敏雄                          |      |  |      |    |
|          | (事務局) 松本幹男 (環境部長)、中山仁 (ごみ対策課長)、吉岡 |      |  |      |    |
|          | 繁樹 (ごみ減量係長)、小島卓之 (ごみ減量係主事)        |      |  |      |    |
|          | (オブザーバー) 株式会社ダイナックス都市環境研究所        |      |  |      |    |
|          | 山本耕平、糠澤琢郎、石垣歩                     |      |  |      |    |
|          | ●欠席者(敬称略)古川浩二、髙木廣勝、村上哲弥           |      |  |      |    |
| 傍聴の可否    | 可                                 | 傍聴不可 |  | 傍聴者数 | 0名 |
|          |                                   | の場合は |  |      |    |
|          |                                   | その理由 |  |      |    |
| 会議次第     | 1. 審議                             |      |  |      |    |
|          | 一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)の改定について       |      |  |      |    |
|          | 2. その他                            |      |  |      |    |
|          |                                   |      |  |      |    |

### 会議経過

## 【田村会長】

ただいまから、平成29年度第2回廃棄物減量等推進審議会を始めます。

本日、古川委員と髙木委員、村上委員の3名につきましては、都合により欠席との連絡が入っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速、次第に入りたいと思います。次第1、「東大和市一般廃棄物処理基本計画の改 定について」、事務局から説明お願いします。

### 【小島主事(事務局)】

おはようございます。本日資料の説明を務めさせていただきます、ごみ対策課の小島 と申します。よろしくお願いします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まず、初めに、本日の資料の確認を行いたいと思います。最初に次第、その次に資料 1がA4で2枚、資料2が同じくA4で2枚、資料3がA4の両面印刷で2枚、資料4 がA4の両面印刷で3枚、最後、資料5がA4の両面印刷で5枚となっております。 資料に不足のある方いらっしゃいますでしょうか。

大丈夫なようなので、説明に入らせていただきます。今回、資料1から5と分量が多いので、一度説明を区切って質疑応答の時間を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、資料の順番が前後しますが、最初に資料2からご説明いたします。

資料2は「一般廃棄物処理基本計画改定にあたり重点的に取り組む施策」です。

今後、先5年間、新しく改定する新計画の中で、ごみ対策課としてどの部分に力を入れて取り組んでいくのかというところを前回の審議会で明確にお伝えできなかった部分もありますので、今回、改めて資料としてまとめさせていただきました。

1の食品ロスの削減ですが、これは今回の改定で盛り込む新規の施策となります。

一般的に、可燃ごみの中で4割を占める生ごみがありますが、その中でも、まだ食べられるのに捨ててしまっている食品廃棄物、食品ロスというものを減らすための施策を掲載しています。

例を挙げると、宴会の席で初め30分と終わり10分、席に着いて食事をしましょうという「3010運動」であったり、食べ残しを減らす取組み、自主的に努力しているお店を登録する「食べきり協力店登録制度」等の実施を検討しているところでございます。

そのほかにも幾つか表の中に取組み案がありますので、後ほどごらんください。

次の2、拡大生産者責任を踏まえた廃棄物の発生抑制/資源物の民間回収の推進についてです。

これは前回も柱として申し上げております拡大生産者責任について取組みをやっていこうということで、今回、資料に出させていただいております。

これは、製品が使用された後も生産者、販売者に一定の責任を持っていただいて、将来ごみになるものを家庭に持ち込む量を減らすことでごみの発生抑制とさらに資源化というのを図っていきます。

店頭回収であったり、事業者に対してレジ袋の削減や包装の簡易化、「余り大げさに パッケージングしないでください」というところの減量について働きかけを行っていく 予定です。

こちらも2ページ目に、一応、例としてこんなことをやっていこうと考えております。 後ほどごらんください。

3番目の環境学習プログラムの充実です。

これは、市民・事業者に対する啓発活動、情報提供を通じて、さらなるごみ減量・資源化の促進というのを目的としています。

中でも、前回お話がありました子供向けの環境学習プログラムについては、これまで こちらとして十分に実施ができていなかったため、積極的に取り組んでいきたいと考え ております。

こちらも表の中に新しい取組み案を一覧で載せておりますので、後ほどごらんください。

続いて、資料1についてご説明いたします。

前回お話に出た拡大生産者責任について、店頭回収や容器包装リサイクル法との混同など、内容がわかりづらいというところがありましたので、その概要についてまとめた 資料になります。

拡大生産者責任というのは、簡単に言えば、「従来の大量生産・大量廃棄という流れ に歯どめをかけましょう」という概念です。

とにかく、何でもいいからたくさん作って、作っておしまいで、あとの処分は自治体に任せるというようなやり方だと、自治体にとって負担は大きくなりますし、環境面でも環境破壊にも繋がっていきますので、製造者と生産者が、作って終わりではなくて、どういう材料から作るかとか、それが捨てられるときに自主的に回収してリサイクルするとか、商品全体のサイクルについて一定の責任を持ちましょうという考え方です。

詳細について、法体系などさまざまな情報を載せておりますので、これも後ほどご覧いただければと思います。

一旦、こちらで説明を区切らせていただきます。

# 【田村会長】

ありがとうございました。質問等がありましたらお願いします。

### 【中山課長(事務局)】

資料2の補足をさせていただきます。

今回、重点的に取り組む項目を3点あげており、その中の食品ロスは大きな問題と考えています。食品ロスの削減で、新しく始める取組み案「3キリ運動―使いキリ、食べキリ、水キリで3キリ―」があります。その中の水切りを市民の方に問いかけ、もっともっと減らしていきたいと考えています。

水の分量というのはどれぐらいなのか。この中に書かせていただいています食品ロスの削減で、家庭から排出される可燃ごみにおいて、生ごみは一般的には約4割と言われています。東大和の場合は、小平・村山・大和衛生組合で、大体2割から3割という数字になっています。後でお話しさせていただくところですが、東大和の1日の排出量の目標を650グラムに今回設定しております。650グラムの4割であった場合には、生ごみは260グラムになります。そして、水の分量は、一般的には生ごみ中の80%と言われています。そうすると、260グラムのうちの80%ですので、208グラムとなります。衛生組合で出している数字で、2割と仮定した場合、130グラムが食品、そのうちの80%で、104グラムが水、となります。

これだけ多くの水がごみの中に含まれていることになりますので、ここを何とか削減 すれば、東大和の目標になっているのは650グラムですので、単純に考えると、皆さん にやっていただければ実施できるということを大きく取り上げていきたいと考えてお ります。 2ページ目の新しく始める取組みの学習環境プログラムの充実で、前回の会議の中で も、幼稚園の年長さんに働きかけたらどうかというご意見もありましたので、そこを今 回の施策の中にも取組みを入れていきたいと。

ただ、こちらにつきましても、幼稚園・保育園の先生にもお話しさせていただかなければいけないこと、それを計画に記載させていただいた後に動いていきたいと考えています。

一番下のところ、新しい取組みの例として、市民・事業者向けのプログラムの中の地域におけるごみ減量・3 R活動等に携わる人材の養成講座の実施、この養成講座自体を、小学生だったり、もっと小さいお子さん、幼稚園、保育園で何とか実施ができないか、これからも考えていきたいと考えております。

追加としては以上になります。よろしくお願いします。

# 【田村会長】

ありがとうございました。

最初に、基本計画改定に当たって3つの重点施策ということで説明がございました。 質問等がございましたらお願いいたします。

まず、質問いただく前に、ちょっと不明な点があるので私のほうからお聞きしたいのですが。

1点目、資料2の、新しく始める取組み案で、体験学習があるのですが、収集車両へのごみの投入や集積所でのごみ収集の体験学習、これは、対象はどういった学年なのか。 保育園児には無理だと思いますが、どのようなお子さんたちを対象としているのか。

それから、新しく始める取組み案の中に、リユース・リターナブル容器包装の利用促進等と書いてありますが、これは今までも実施していたと記憶しており、取組みの強化ではないのかと感じたのですが、その辺を説明していただきたい。

それから、今具体的に浮かんだのですが、キャンペーン、3キリ運動ですか、その中の水切りですが、これは、今家庭でされているのは、ネットに入れて自然に水が切れるのを待つような状況で皆さん対応していると思いますが、それをビニール袋に最終的に入れる前に何かするんですか。具体的な方法として、どのような指導をされるのかというのが3点目です。

続けてお聞きしたいのですが、拡大生産者責任一EPR一、これは法律等でいろいろ 規制もあるような書き方がされているのですが、法の内容をよく存じ上げないのです が、お願いするだけという姿勢なのか、ペナルティを課していく法律もあるのかをお聞 きしたい。

一定の責任を負わせるということの意味では、ペナルティもあっていいのかなと感じているのですが、その辺は現在どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

# 【中山課長(事務局)】

今いろいろご質問いただきましたので。順番を追ってご回答させていただきたいと思います。

まず、体験学習は、前回お話しいただいた中で、確かに従前もやっていたことですが、ちょっと途切れているところもございます。小学生中学年と言われている4年生ぐらいが対象で、ごみの関係では今までも環境学習で衛生組合に行った話もありました。ただ、小学校ですので、教育委員会と調整を進めていかなければなりませんし、どういった形でやっていくかは、これから検討を進めさせていただきたいと考えております。実施できないという話ではないと思いますので、そこはできる方向で教育委員会と調整を進めると考えています。

2点目、新しく始める取組みの例として、リユース・リターナブル容器の使用等について利用者に呼びかけること、これについては、確かに強化になると思います。

前回の計画の中にも、発生抑制と、再使用、再資源化の3Rということで、事業者の 役割は記述させていただいております。

ただ、記述はあるのですが、実際にこれがどんなものなの?という記述がありませんでした。これを事業者に呼びかけていくということは、やはり何かしら一市報もそうですが一事業者にこちらから伺って、対策ができるのかどうか。

これはまた、前回もお話しさせていただきましたが、EPRの関係で、ペットボトルの回収機だとか、白色トレー回収ボックスといったところも、小売店のほうに市から動くということと、そういった事業者のものを市民の方に使っていただきたいということもお話しさせていただきました。一括りになるというのはおかしいのですが。

やっていただけていないところにも、お話はできるかなと考えてはおります。

確かに今、会長がおっしゃったとおり、記載はありますので、強化ということで考えております。

あと、3キリ運動一使いキリ、食べキリ、水キリ一の、水切りの部分について。私、 青梅市に住んでいるのですが、青梅は家庭ごみの有料化を、一番初めに三多摩でやった ところです。生ごみについては、生ごみの水分を飛ばすと肥料になるよということで、 このぐらいの大きさの生ごみ処理機を買ったときに補助金を出すとかいろいろありま した。

東大和の中ではそれ(生ごみ処理機購入に対する補助金)はちょっと今できないので、 (生ごみの水を)絞っていただくということを訴えかけていこうと考えています。

確かに、会長がおっしゃったとおり、三角コーナーのネットに入れてそのまま待つという話だと、やはり水は切り切れないとこもあります。ただ、そこから少し絞っていただいて可燃のほうに入れていただくだけでも、大きな効果はあると考えていますので、そこのところをお話しさせていただきたいと考えております。

### 【松本部長(事務局)】

会長すみません、会長からご質問いただいた4番目のご質疑の拡大生産者責任の関係

ですが、さっき担当の冒頭資料説明にもありましたように、拡大生産者責任というのは、あくまでも、製造者さんに対して、「極力環境負荷のないような素材を用いるなどの工夫をしてください」という考えです。また、スーパー等でペットボトルとか白色トレーの店頭回収をやっているということが1つあります。あくまでもそれはそれということで。

一方では、容器包装リサイクル法があり、その中で、製造事業者さんたちが品物をつくるに当たってどれだけの容器包装材料を使ったかに応じて一定の負担金をお支払い しているという現実があります。

我々が行政回収して、ペットボトルを回収した後、リサイクルをしていきます。それ は再商品化と呼ばれています。ペットボトルの場合、今、有償で取引されています。容 器包装プラスチックで言ったほうがいいかなと思いますが、その場合についての再商品 化経費というのは、製造事業者さんとかが一定のお金の拠出をしていただいて、そのお 金をもとに、再商品化経費に充てるということで、容器包装リサイクル法の一つの考え 方として用いられています。

私ども自治体は、「集めたもので資源化できるものは極力資源化する」という中で、 どういう資源化の形を取るかは、その市、その市の考え方でやっていくわけです。

ただ、いかんせん、経費というのがかなりかかってくるので、多くの自治体が採っている方法は、集めて、再商品化できるように異物(余計なもの)を取り除いた状態で、あとは容器包装リサイクル協会さんにお願いしますと渡すことで、メーカーさんが負担しているお金を原資に再商品化―リサイクルしますという流れになります。

その流れを採らないで、独自でリサイクルするところまで全てを市が負担しますというやり方もできるのですが、メーカーさん等がお金を拠出しているという部分があるので、どちらが経費面で有利かとか、いろんなものをトータルに考えて、今、ほとんどの多摩地域の自治体は、容器包装リサイクル法のルートに基づいたリサイクルをしています。

なので、具体的なペナルティというお話は、製造事業者さん等においては、容器包装材料の使用に応じて一定の負担をしているという今の容器包装リサイクル法の考えがあるので、一応そういったところでは、一定の役割を果たしているという考えを持っています。

では、「市内でイトーヨーカドーさんとかヤオコーさんが店頭回収しているのは、あれは何?」と言われると、それとは別な形で、事業者としてできることを協力している。

もしくは、自分たちが製造等をして市場に出したものを一定程度回収し自分たちでリサイクルする。自分たちが店頭回収をすることで、かなりハードル高いのですが、9割ぐらいの回収ができれば、言い方はおかしいですが、その拠出するお金が免除される。

だから、お金を払うのか、自分たちできちんとリサイクルしていくのか、どちらかを 選択してくださいみたいな部分がございます。ただ、一定割合を回収するというのは、 かなりハードルが高いんですね。出したものの90何%回収しなければいけないといった ことがあるので。ほぼ現状は、容器包装材料を使っている製造事業者さん等については、 基本的にはお金を拠出するという状況になっています。

## 【山本(オブザーバー)】

今のご説明でよろしいかと思いますが、いろいろ考え方があります。東大和市でやるときに、これは責任だからちゃんと義務づけをしろと言うのか、それとも、事業者に協力をしていただくと言うのか。今日はスーパーさんいらっしゃらないのですが、例えば、「協力をしていただく」のような、やわらかいお願いをしたときに、これはEPRといえるのか、そのようなご趣旨だと思います。

広く言えば、それも「ちゃんと自分で責任を果たしてください」ということですから、別に強制しなくても自主的にやっていただければそれに越したことはないわけで、義務として法律で強制しないと拡大生産者責任を果たしたことにならないというわけではありませんので、一応、そういう意味では、ちゃんとお願いをしてやっていただくというのがこの考え方にきちんと即していると思います。

多分、やっていらっしゃるところと、まだやっていないところがあると思います。多分、総合スーパーさんはみんなもうどこでも店頭回収やっていらっしゃるのですが、例えば、小さなお店だとか、ちょっと売っているものが違うとか、そういうところに拡大していく。

そのときに、「これは事業者の責任なので、ぜひやってください」と、言い方としてはそういうことを伝える。そこで何か、どうしてもやらないからといって条例をつくって強制的にやる、そういう考え方もあるかもしれません。そこまで行くまでに、今やっていないところとか、もう少し小さいところとか、そういうところにお願いをする、そういう考え方があって、多分、政策としてはそういう話になるのではないか。

今やっていらっしゃるところは、これ以上なかなかできない部分があると思いますので、やっていないところにはもう少し協力していただく、その考え方のバックボーンには、こういう拡大生産者責任という考え方があるので、そういう考え方に立脚してやってくださいと。

それで、例えば、容器包装リサイクル法だとか、家電リサイクル法だとか、大元の法律でいうと循環型社会形成推進基本法という法律がありますが、その中に大きな理念として、従来は廃棄物に関して事業者は何の責任も負ってこなかったけれども、循環型社会を形成するためには、業者も一定の役割を果たさなければいけないですよ、責任を持たなければいけないですよというようなことが一応規定されている。

それに基づいて、今ご説明があったような、容器包装リサイクルに関しては、売った分について、再商品化委託料というようなものを支払うということで、収集運搬するところまでは自治体が負担するんだけれども、そこから先のリサイクルのコストは事業者が負担する、そういう責任のシェアの仕方をしています。

家電製品も、今触れましたが、テレビとか冷蔵庫とか、そういう大きなものは自治体

の施設では処理ができないので、それは事業者がちゃんと設備を造ってリサイクルする。だから、消費者にも少し負担していただきますよ、というふうに、一応、拡大生産者責任という考え方に基づいて、責任をシェアするという、そのような制度が幾つか法律で定められているということです。

法律の話はそういう話であって、自治体としてやる話は、説明させていただいたよう なことになるのではないかと思います。

### 【松本部長(事務局)】

そういう中で、全てを税で賄って、リサイクルしていく考えもあるわけですが、今後の東大和市の方向性につきましては、基本的には、廃棄物の減量等とあわせた中で、市の行政コストも下げながら、「店頭回収等を行っていただければ」という一定程度の協力を追加で求めていくのが市の考えとなっております。現在もそうなのですが、さらに強化していく計画に変えていく。

3番目の、会長からご質問のあった水切りのところですが、さっき課長から申し上げたように、基本的には、三角コーナーの水切りネットを想定しています。ただ、会長がおっしゃったように、水切りネットを使う家庭もあれば、水切りネットを使わずに袋にダイレクトに入れてしまうというご家庭も最近は増えているとも聞いています。

水切りの促しは過去からやっているわけではありますが、最後、ごみとして出すときに、台所からごみ袋に入れるに当たって、水切りの具体例、取組み例を促すことで、一手間加えてくださいという、呼びかけを強めていく、そういうところで力を入れていこうというところでございます。

#### 【内野委員】

すいません、ちょっと質問いいですか。

水切りに関してですが、今までたくさん資料をいただいて、自分で計算すればいいのですが、生ごみというのは1キロ当たり、処分するのにコストは幾らぐらいかかるものでしょうか。それが明確だと、人に水切りをお知らせするのもわかりやすくていいかなと思うのですが。

### 【松本部長(事務局)】

ごみ処理の原価が幾らぐらいかかっているかということかと思います。生ごみだけの数字は持ち合わせていないのですが、可燃ごみの括りですと、収集運搬は入っていないのですが、衛生組合でかかっているごみ処理原価でいきますと、およそ今、1トン当たり1万9,000円ぐらいまで下がっていると思います。ごみ処理原価、今非常に安いんですね。1トン当たりの可燃ごみが1万9,000円ほどで処理できている。これはなぜかというと、施設を長く使っていますので、施設を造るときの借金が全部返し終わっている状態なので安くなっています。借金を返し終わっている施設ですので、当然古い。耐用

年数は平成33年ですから、今後更新しなければいけないということで、一方では更新事業が建て替えに向けて動いています。

新しい施設を造るためには、国の交付金とか活用できるものは活用し、残ったものについては現金で払えないので、借金一地方債一をさせていただきます。それらを返していくお金がごみ処理原価にも入る。今は借金の返済が済んでいて、ある意味では一番安い。一つの目安としてはそういうのが現状です。

## 【内野委員】

1トン当たり1万9,000円ということは、1キロ当たり19円ということで、今が一番 安いのではないかということですね。

私、今まで、水切り以上のことを自分で追い求めていて、例えば、タケノコの皮、量ってみたら1個当たり500グラムぐらいあったんです。干してみたら、1日では軽くならないですが、1週間、10日と干すうちに10グラムぐらいになるんですよ。

スイカの皮も干してみました。いつかこちらにこの資料をお持ちしようと思いながら、何か、これは長く干し過ぎたから参考になるかなとか思いながらも。

あとは、庭の草も、40リットルのごみ袋に入れたら袋が破れてしまうような重さのも のでも、炎天下に干すと軽くなるんですよ。

これはもう幾ら税金を節約したかしらと自分で計算しながら、自己満足して。でも、この資料、ぜひ見ていただきたい。タケノコとか、スイカの皮はとても重たいですから。あと、さっき台所で水切りとおっしゃっていましたが、主婦の目から見ると、水切りが必要なのは、ほぼお茶葉だけですね。お茶葉さえ三角コーナーかネットからよけておけば、ほかのものというのはそんなに水は含まないし、そんなに絞る必要がないです。茶葉だけをからからに干して回収しますみたいなキャンペーンがあったら、相当、びちゃびちゃの生ごみの袋はなくなるのではないかと思うぐらい。

ただ、今、若い方ってお茶飲まないですよね。使わないんですよ。だから今、三角コーナー使ってないんですよ。急須がある家庭って多分60代以上の家庭で、50代の家庭は急須もないです。お茶葉が一番生ごみをぐちゃぐちゃにしている原因になっているので、三角コーナーがないというのはそのせいなんです。

### 【田村会長】

茶葉って、何かに使えますよね。干して、その後何か使えるような。

#### 【内野委員】

以前は何か、瓢湖の白鳥のえさに送るとか、聞いたことありますが。

### 【田村会長】

染み取り。

### 【星委員】

植木の周りに。

# 【山本(オブザーバー)】

埃取り。

### 【星委員】

今は箒も使わないですね。箒高いです。

### 【内野委員】

箒高い。

### 【中山課長(事務局)】

今のは貴重なご意見だと思います。資料がもしあれば、ぜひいただきたい。

私たちで今、年間2回、ごみの特集号ということで、「ごろすけだより」というのを全戸配布させていただいていますので、こういう形で、何かを天日干しにするとこんなに軽くなるんだよということも皆さんに周知させていただければ、それだけでも大きな効果になると思いますので、ぜひ会が終わってお時間があるときに、よろしくお願いします。ご協力ありがとうございます。

先ほど私のほうでちょっと言葉が足りなかったのですが、水分を飛ばすということもやはり、水切りの一つという話で考えています。三角コーナーというのは、一つの例ということで。今おっしゃっていただいたとおり、雑草もほとんど水だと思います。こういうものの水分を飛ばす。実際、庭の雑草を抜き、ごみ袋に入れると、そのときは重いですが、乾かすと、本当に小さく軽くなってくるということもあります。そこについてもあわせて周知は必要と思います。

それを全員とは言わないですが、10人のうち1人でも2人でも少し気がついてやっていただけると、本当に効果が目に見えてあらわれてくると思いますので、そういった周知をやっていきたいと思います。

ということで、後でデータをよろしくお願いします。

### 【小榑委員】

農家などが特に多いですが、今、野菜―キュウリとかナス―を、格好が悪いと捨てちゃうんですよね。食べられるやつを捨てていますので、そのごみがすごいんですよね。 農家というのは。市場なんか取りませんからね。

もらう人も嫌がっているんですよ、主婦がね。いつも格好いいのばかり食べたりしていますからね。それをどうにかしようということで、市民の方にいろいろ教えていった

ほうがいいと思うんですよね。

## 【田村会長】

農家でつくられているというのは、変な話、近所に配っても配り切れないぐらい。

## 【小榑委員】

いや、近所、もらわないんだよね。格好が悪いとね。うちの嫁に怒ったことがあるんだけどね、「格好悪いからもらわないでくれ」なんて言って。

# 【中山課長(事務局)】

食品ロスの話ですね。農家さんが作ったもの、例えばキュウリがこんなに曲がっていると店頭に出ない。ただ、味は変わらない、食べるには食べられるということは、私も理解しております。

食品ロスの一つの取組みで、今、フードドライブというのをやっていまして、家庭の中に1カ月以上の賞味期間が残っていて、自分で消費しないものに関しては、市のイベントにお持ちいただいて、私たちでそれを、こども食堂―市内にもあります―、そういったところにお渡しする活動をやっています。今は、乾き物、麺だとかカップヌードルだとかをお持ちいただく形でやらせていただいています。

貴重なご意見いただきました。需要と供給がありますので、何ができるかはちょっと 模索させていただきます。今回、この計画を作るに当たりましては、業者(ダイナック ス)に入っていただいていますので、そうしたところのお知恵を借りながら、今お話し いただいたところも、考えていきたいと思います。「もったいない」ことということも ありますので。

### 【小榑委員】

量が結構すごいんですよ、見てるとね。

### 【中山課長(事務局)】

そうしたものって、やはり畑に返してしまうのでしょうか。

### 【小榑委員】

畑なんでね。最初のときはきれいにできるのですが、最後のほうにくるとキュウリが 曲がっちゃったり、ナスにちょっとしみ・傷みたいなものが入っちゃうと、食べられる んだけど捨てちゃうんだよね。それがすごいんです、農家なんか。見てるとね。

### 【中山課長(事務局)】

農家さんのことになると、大きな視野になってくるという話もありますし、ごみ対策

課だけで何とかできるかというと、ちょっとそれは無理だと思います。

市でも、産業振興課というところが農家さんと一緒にタイアップしながらいろいろやっております。農家さんの敷地での即売コーナーとかもやられています。

そういったご意見があったということは、伝えさせていただきます。

また、活用方法に関しまして、どうしていくかということは、ごみ対策課だけでは考えられないところもありますが、コンサルさんのお知恵も借りながら考えていきたいと思います。ありがとうございます。

## 【岸委員】

資料2の2枚目の、新しく始める取組み案で、リユース・リターナブルのところですが、関連して、昔、結構、デポジット制度といいますか、結構はやったところがあります。私も小さいころはいろんな、ジュースの瓶とか、しょうゆの瓶を返すとちょっと小遣いになったとか、そういうのもあったのですが。たしか20円とか30円とか。

拡大生産者責任の中で、デポジット制度というのが現在はどうなっているのか。品物に上乗せして買って、それを返すとお金がもらえるという、そういう仕組みがどうなっているのか。現在は生産者のほうでどういうふうに考えているのか。生産者から見ると、こういうのはもう面倒くさいからできないとか。

外国ですと、アルミ缶などもデポジットでやっているなんていうのも聞いたことがありますが、その辺は現在どうなんでしょうか。

#### 【松本部長(事務局)】

確かに、自治体でも、「デポジットに取り組もう」みたいなことで、数年前というか、 一昔前はかなり一はやっていたといったら語弊がありますが一、デポジット制度を計画 の中に盛り込んだりというのがありました。

私なんかも子供の時代はそれがお小遣いだったので、確かにそういう形に戻すという 運動をある程度試みた部分はあるのですが、現状では、なかなか、事業者さんとうまく マッチできないのが正直なところです。

デポジットに関して、こちらでわかっている範囲でお話し申し上げると、例えば、学校などでというのは聞いております。学校といっても、例えば大学なんかで、「その大学の中の食堂なり自販機なりで、取り組んでいる」という事例は聞いたことがあります。ただ、市として市内でどう取り組むかというと、なかなかデポジットがなじみにくいというのが正直なところです。

もう一つの事例で、小平・村山・大和衛生組合で、年に1度、10月に実施している「えんとつフェスティバル」というイベント、そこで提供させていただくときに使う食器類は再使用ができる食器にして、廃棄物をなくす、減らしていこうという運動を取り入れています。

あとは、そこのフェスティバルで販売する飲料、要するに、缶ジュースとかそういう

ものについては、例えば、戻せば10円が戻るみたいな動機づけを持たすような、イベントの中での工夫はしているところですが、なかなかそういったところが、もっと広めるというところが現状では厳しいので、イベントのときにそういう動機づけをするというところに現在とどまってしまっているというところです。

## 【山本(オブザーバー)】

ちょっと補足させていただいてよろしいですか。

日本で今、容器でデポジットがついているのはビール瓶だけです。一升瓶も、持っていったら5円くれた、10円くれたという時代がありますが、あれはデポジットではないんですね。

ビール瓶は、ビールのメーカーの所有物で、P箱(ピーばこ)ごと回っているわけです。これは保証金ということでちゃんとお金がついていて、これはどこに持っていっても必ず返すわけです。スーパーに持っていくと、1本5円必ず返さないといけないですね。買ったときに保証金払っていますから、それはそういう仕組みで回っていますね。

一升瓶は、瓶そのものの値段で回っているんです。だから、例えば、沖縄に行くと一 升瓶ってすごく高いんです。瓶を作っていないので。だけど、多分、都内はほとんどた だですね。相当きれいなものじゃないと取ってくれないですね。

それから、最近私たちは酒造メーカーさんと一緒に一升瓶の問題に取り組んでいて、何とか回収率を上げられないかということを議論しています。近年では、酒屋さんも面倒くさくなっていたりとか、消費者も返す習慣がなくなって、5円もらえないんだったら返さないとか。別に5円が欲しくて返すわけではないのだと思いますが、無価値だという認識が広がって、一升瓶もすぐ自治体の回収に出てしまい、そうなると、傷がついたり、割れたりということも多い。

デポジット全体の話でいうと、これはもう20年、30年ぐらい前から十分議論がされてきて、前半の話のように、市の拡大生産者責任のような形で、デポジット制度を導入すると企業のほうがもっとリサイクルしやすいような容器に転換するのではないかとか、そういった考え方があって、いろいろ議論もあり、検討もされました。

国でいうと、アメリカの幾つかの州で容器をデポジットつけてやっているところがありますが、ただ、これはなかなかそれ以上は広がっていないですね。

近年やったのはドイツですね。ドイツは容器をリユースの瓶にしなさいと一定の比率を決めてやったのですが、これをちゃんと守らないとデポジットにするぞということで、実際デポジットをやっているわけです。

ただ、幾らリユース瓶をつくっても、消費者が買ってくれないんですね、実際には。 だんだん重い容器とかそういうのは買わなくなって、結果的にデポジット制度になって いるのですが、それは逆に言うと消費者にとっては、マイナスかもしれないですね。必 ず返す。デポジットというのは、企業だけのものではなくて、消費者に金銭的なインセ ンティブを与えるということですから、必ず返せよと。本当は消費者がリユース瓶を使っていればデポジットにしなくてもよかったかもしれないけれども、法律でそういうふうにしているということですね。

日本の国内でやるのはなかなか難しい。今お話があったのは、ローカルデポジットと言っていまして、これも二十数年前に、特定のエリアの中でやられて、今でもやっているところがあります。

大分県の姫島というところは、島の中だけでデポジットをやったり、それから、一部の海岸とか公園の中で回収機を置いてデポジットをやったりしている。ただ、この回収機も古くなって、更新するのが面倒くさいので、だんだんみんなやめているのですが。ただ、閉じたエリアの中では、回収するのには非常に有効な手段ですね。

例えば、外国の空港なんかに行くと、カートにデポジットがついているなんていうのがありましたね。コインを入れて、カートを取って、それを戻すとちゃんとお金が返ってくる。ただ、戻すのが面倒くさいから、その辺に子供がいっぱいいて、子供が「じゃあ、おじさん返しておいてあげるよ」と言って、子供が回収する場所に行くと、ちゃんとお小遣い、デポジットが返ってくるとか。

だから、デポジット制度というのもいろんな使い方が実はあるのですが、少なくとも、 容器包装とかそういう関係の話でいうと、なかなかうまく機能しなかった。

例えば、コカコーラもかつては瓶が全部デポジットの制度だったのですが、一定の回収率をわると新しいものを投入していかないといけないので、損をしてしまうんですね。損益分岐点みたいな回収率になって、コカコーラも回収率がすごく低くなったので、一斉にやめてしまったんです。一斉に缶にしてしまって、でも、瓶は使いたいよねといって、缶に瓶の絵をかいたりとかやっていますが。

そのように、やはり消費者のほうが選択をしなかったので、デポジット制度がついた 瓶も回収ができなくなってしまったんですね。そんなような現状です。

ただ、日本は、スチール缶にしても、アルミ缶にしても、ペットボトルにしても、回収率がすごく高いんですね。つまり、強制的にインセンティブをつけて、消費者に持って行かせなくても、これは自治体の努力も含めてですが、非常に回収率が高いということで、現在ではまだデポジット制度をやれというような市民運動の方がいらっしゃいますが、審議会とかそういうところの中では、現実、社会システムとしては妥当ではないだろうというような、そういう評価になっています。

### 【松本部長(事務局)】

市の考えはではどうなの?というところですが、そうすると、拡大生産者責任の話ですとか、今のデポジットの現状とか、そういったところを考えると、市としての考えは、基本的には、商品価格の中にそういった経費はもう転嫁していただいて、それで、買う消費者が商品を選ぶようにしていただくという方向をうちの市は取りたいということで、いろんなところに要望を出す機会があればしているところです。

結局、現実はどうしても、今のやり方で行くと、同じジュース買うんだったら100円より90円で買えるほうを選ぶというのが現状だと思います。ただ、やはり実際に「この商品が若干高くなるのは一定の趣旨がこもっていますよ」という世の中に変わっていくと、やはりそこで消費者が商品を選択するという働きが出てくる。

確かに一方ではごみは自治体が処理しなければいけないという決まりはありますが、 ただ、やはりそこには市民の方の意識を変えていく何かを入れなければ、ただ単に、市 民の人は出すだけ、市が全部それを集めて処理するのに徹するだけで、そのような世の 中にはなっていかない。

だから、今後の社会を考えれば、やはりそういったところを本来は商品価格にどんどん詰め込んでいただいて、それをごみ排出者である市民の方が消費者としてどういう商品を買っていくのかを選択してものを買って、最後、廃棄物がどう出るのかというところを変えていく。今すぐはできないのですが、基本的な考えとしてはそういうものを持った中で計画に盛り込んでいきたいと考えています。

## 【田村会長】

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ちょっと私から、申しわけないですが、2点だけお聞きしたいのですが。

食品ロスの関係ですが、3010運動とか、食べきり協力店の登録制度ですか、こういったものの普及啓発と活動の支援をするんだということなのですが、具体的な支援の方法とか、あるいは、今何店ぐらいあるかわからないですが、目標みたいなものというのは掲げていく予定があるのかというのが1点。

それから、先ほどの、事業者に対してはリターナブル容器の使用とか、ばら売りとか、 包装の簡易化というような、そういったことを働きかけていくんだということなのです が、逆に消費者のほうに、自分で器を持って行ってそれに入れて持って帰ってくるとい うような、要するに、ごみを減らすために、そういった側からのアプローチみたいなも のは試みとして考えていないのかというのをお聞きしたいと思います。

### 【中山課長(事務局)】

リターナブル容器の関係につきましては、今、市のイベントで、環境市民の集いや産業祭というのがあります。環境部のほうで行っていますのも、環境市民の集い等ありますので、事業者というよりも、市民の方に「そういうのを持ってきてくださいね」という呼びかけは、可能だろうと思います。

あと、小平・村山・大和衛生組合にも、その話は出せるだろうというところはあります。

事業者自体がリターナブル容器を用意するだけではなく、プラス、持ってきてもらえばここに盛る。ただ、盛るときに、1つの容器の盛り方でグラム数が変わってきたり、いろいろ事業者さんのほうの都合というのもありますので、呼びかけ自体はできると思

いますが、強制まではできないかなと思っています。

### 【松本部長(事務局)】

食べきりと3010運動の具体的な進め方ですが、知っている人は知っている、でも、知らない人は「何のこと?」となるのがまだ現状かなと思っているので、まずは3010運動とか食べきりという言葉の啓発、啓蒙にきちんと取り組みたいと思っています。具体的には、店舗の協力をいただいて、市で周知ポスター等を作成させていただいたり。

将来的に、運動が広まれば、それに合わせていけるかなという道筋を、まずはこの5年間で方向性、どういうところから踏み込めるかを今回つくりたいという部分です。

それと、若干補足的に、2点目のお話のところの回答があった、一番の理想は、うちのほうで考えているのは、会長がおっしゃったように、入れ物を持って行けば買える。だから、どこか協力店舗をつくりたいなというのが本音ではあります。例えば、「このお店に行けばできるよ」という何かモデル的な協力店がつくれればなというのが、今考えているところです。

だから、どうしてもやはり相手があっての話になってしまうので、そこの模索をしていった中で、具体的に協力店舗をつくることでそういう具体的な行動が市民の皆さんに周知ができるというところが得られればというふうに考えているところです。

## 【田村会長】

ありがとうございました。

それでは、次、残りの資料の説明に入っていただきたいと思います。 事務局のほうからよろしいですか。

## 【小島主事(事務局)】

それでは、引き続き、資料の説明をさせていただきます。

後半は、資料3から5について説明いたします。

まずは、資料3をごらんください。

資料3ですが、タイトルに「東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)に おける施策の体系(比較表)と書いてありますが、これは下のほうの目標達成のための 施策の以下の部分が、現行計画と新規計画という、そこで左右に表が分かれています。 これなのですが、今ある計画と、今年改定して新しく5年間作る新規の計画でどこがど う変わるかというところを簡単に比較できるように表にしたものになります。

項目のところで、一番右のところに方針という項目があるかと思いますが、これについてですが、方針というのが、今ある計画から、改定するに当たってどう変わっていくかというのを端的に示したものになります。

上から、継続という文字がば一っと並んでいますが、これは現行計画にあるもの、新 規計画でも継続してやっていきますというようなものを示しています。 変更がありだったり、見直しありというのは、継続をしていく中でも、この先5年間では今の計画とちょっと内容を変えて、改良を行っているところであります。

ちょっとページをめくっていただきますと、方針のところに棒線が書いてある部分がありますが、これは前回の審議会の中でも申し上げたのですが、現行計画の中で施策の内容が似通っていて、なおかつ、複数の箇所に書かれてしまっていたものがありましたので、そういったものは1つに統合したりですとか、場所をふさわしい場所に転記したりですとか、なので、棒線というのは、現行計画にありますが、新規計画のこの場所にはもうなくなっていますというのを示しています。

こちらの資料3は比較に特化していて内容の詳細をちょっと書いていないので、続いて、具体的な内容が書いている資料4の説明に入らせていただきたいと思います。

資料4ですが、一般廃棄物処理基本計画における施策の体系(改定)と書いてあります。これが、先5年間でごみ対策課としてどういうことをやっていくかというところをまとめた資料になっております。

1ページ目が施策の分類表、2ページ目以降がそれを細分化したものになっております。今回、2ページ目以降の見方についてちょっと説明をさせていただきます。

一番上の項目のところに、左から順に施策名、施策の内容、方針、課題・目標等、実施内容と項目を並べております。

施策名というのが、体系の中で定めている施策の分類、その内容を示したものが施策 の内容となっております。

方針については資料3と同じなのですが、現行の計画と比べてどう変わっているかというところをあらわしています。

具体的な課題・目標、この施策を行うに当たってどういう目標や課題があるかというのを書いているのが課題・目標等というところで、最後にどういうことをやっていきますよという具体的な動きを書いているのが実施内容という項目。

以上5つの項目でこの資料を形づくっております。

ただ、1から順に全部言っていくと時間がとてもかかってしまいますので、幾つかかいつまんでご説明をさせていただきます。

まず、今開いていただいている2ページ目の1、目標達成のための具体的な施策の中で(1)発生・排出抑制対策というところの上から2番目ですが、お話に出ています食品ロスについてというところを新規に盛り込んでおります。

次ですが、(3)の中の収集体制の検討という項がありますが、この中で、戸別収集の徹底及び拡充という項目が一番上にありますが、実施内容、一番右の項目の中に戸別収集についてちょっと触れておりまして、今度、資源物の戸別収集の導入を検討するというものを盛り込んでいます。

まだまだ資源物について戸別化は実施しておりませんので、先5年の中でごみ対策課 として、そこの戸別収集について考えていきたいというふうに今決めております。

続いて、3ページをごらんください。3ページの中の2の市民・事業者への情報提供、

指導という中で、(1)情報提供、この中ですが、デザインを工夫したわかりやすい広報の作成であったり、「ごろすけだより」の発行であったりと、こちらで発行物に関する施策を幾つか書いております。

その中で、共通して実施内容のところに入れさせていただいているのが、廃棄物減量 等推進員の活用という内容です。これは、廃棄物減量等推進員というのがまた別にあり まして、そこで会議を開いた中で、そこで発行物について市民の意見を吸い上げて、よ りよいものに改良していくために、今回、新規に盛り込んだ内容になっております。

次ですが、(2)の市民対応の部分、これは2つ新規の施策を盛り込んでおります。 一つは収集業者との連携、もう一つが市民との連携です。

収集している際に、収集漏れであったり、不法投棄の問題であったりというのが、現 状とても今たくさんの地域で起きている問題ではありますので、そういったところで、 収集業者、市民、双方と連携を積極的に図っていくことで、よりよい収集体制を構築す ることができると考えて、今回盛り込ませていただきました。

次、3ページと4ページにまたがってしまうのですが、3、環境学習プログラムの提供の(2)の学校教育における環境学習プログラムのところでは、先ほども話に出ておりますごみ体験学習の実施であったり、教育委員会との協力体制の構築というのを引き続き記載しております。

今回、重点施策として力を入れて取り組んでいくとこちらで決めている施策ですので、これはもう積極的に取り組んでいこうと考えております。

続きまして、4ページの市民・事業者・他団体との連携の(2)の市民意識の改革という項の中で、イベント開催時の分別の徹底・ごみ持ち帰り運動の実施という施策の中の実施内容の部分をごらんいただきたいのですが、「ボランティア等の活用を検討する」という新規の内容を入れております。

これは前回の審議会の中で、ボランティアを採用したところごみがすごく減ったという事例をご紹介していただいたりしましたので、これは新規にこちらでも取り入れることを検討しようと考えて盛り込みました。

続いて、5ページに進みます。一番上の(4)ですが、事業者への支援等というところ、ここで、先ほどから資料で説明しております拡大生産者責任を初めとした事業者への取組みというのを複数記載しております。

こちらは、資料2で上げている取組み案とかに基づきまして、重点施策の一つとして 積極的に取り組んでいこうと考えております。

資料4の説明は以上となります。

続いて、最後に、資料5の説明に入ります。

現行計画ですが、第1章から第8章で構成しておりまして、改定の際の章の構成というのは崩さず行く予定であります。

その中で、変更点が大きい部分、第5章、6章、7章というのを、素案の前段階のものでございますが、先にちょっとお示ししようと思いまして、この資料をご用意いたし

ました。

これも一つ一つ言っていくと時間がかかってしまいますので、変更内容を主なものについてかいつまんでご説明いたします。

まず、頭の15ページの部分、1、発生抑制・排出抑制の部分は、食品ロスという項目を新たに盛り込んでおります。

拡大生産者責任、現行計画にも記載がありますが、今回も当然、記載を継続しております。

続いて、16ページをごらんください。ここでは、表を使って、戸別収集の導入についてということを記載しております。資料4で先ほどご説明した資源物の戸別収集ということを視野に入れていろいろ検討しておりますので、こういった表の中で、戸別収集の導入の品目の中に有害スプレー缶類、資源物というふうに記載しております。

続いて、第6章の説明に入ります。ページがちょっと飛ぶのですが、19ページをごらんください。この章では、今後建設または更新が予定されている3つの施設について、記載を新しくしております。

1つ目が、19ページの下にあります3市共同資源物処理施設の計画概要というところですが、これは小平・村山・大和衛生組合の事務局と調整いたしまして、記載の内容を現行計画から更新しております。

ページをめくっていただきまして、上に粗大ごみ処理施設の更新ということと、焼却施設の更新という2つの施設についての記載も、同じく小平・村山・大和衛生組合と調整した中で記載を更新しております。

最後に、第7章の説明に入ります。22ページをごらんください。

第7章は、ごみ減量の目標値として、3つの目標を定めているのですが、目標1については先ほど課長からもお話がございました650グラムという減量目標を今回定めております。平成28年度実績が679.7グラムなので、約30グラムの減量で目標達成できるというふうな数値になっております。

今日持ってきたのですが、ペットボトルですが、1つ重さをはかったところ26から7グラムぐらいあります。なので、これを1本店頭回収に持って行ってもらうということを市民の方々がやっていただければ達成できる目標値というふうに考えておりますので、十分現実的な数字であるとこちらでは判断しております。

続いて、目標値2ですが、衛生組合、資源、有害ごみは除くのですが、燃えるごみであったり、不燃ごみ、粗大ごみ等、小平・村山・大和衛生組合に持ち込んでいるごみの量についても、新しく470グラムという量を設定しました。

これは平成28年度実績が約490グラムなので、第1の目標の30グラムと比べて今回10グラム低い20グラムの減量で達成することができると考えております。

最後、目標3ですが、これは現行計画から引き続きの記載になりますが、二ツ塚処分場に持ち込んでいる焼却灰の量、搬入配分量というのが自治体ごとに決められておりまして、今ちょっと東大和市は決められた配分量をオーバーしてしまっている状態ですの

で、今後一層、可燃ごみなどの減量に取り組んでいく中で、最終的には定められている 配分量を下回りたいということで、目標3については現行計画から変更せずにそのまま 記載をしております。

資料の説明は以上となります。

## 【田村会長】

ありがとうございました。

具体的な実施内容とか課題や目標などについての説明がございました。何かご質問、 意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

## 【吉浦委員】

4ページの「資源物集団回収の支援」の「資源物集団回収団体の育成」で、集団回収を増やしていく方向と思います。資源物の収集では、今、東大和市では、雑紙袋をお配りになって、分別を進めていらっしゃいます。それは本当にいい方向にあると思いますが、7月の中頃、中国政府が「資源物、廃棄物の輸入停止を考える」ということをWTOに申告して、8月に入りまして「禁止」というものが出てきたんですね。その中に、雑紙、ミックスという品物が入ってきたんです。我々(東多摩再資源化事業協同組合)が集めている雑紙のことなんですね。そのミックスを輸入しないという決定が出たのです。12月31日からスタートするとされました。

ライセンスを持っているところはまだ輸入しておられる状況ではありますが、中国政府のあり方ですから、これから先、どういう単位で変わってくるかわからないんですよ。中国政府自身は、世界中から3,000万トン古紙を買っています。1億トンつくっているのですが、そのうちの3,000万トンは輸入なんです。そうでなければ、そこでつくって輸出することはできないんですね。

日本からは、日本の古紙の2割、350万トンぐらいを中国に送っているんです。中国 が買わなければ、日本では2割の古紙が余剰になり、ごみ化されてしまうという状況に なっているんですね。

ミックスはもう決まったのですが、それにあわせて、段ボールとか新聞なども向こうが買うというライセンスの発行が止まってしまって、輸出できないというか、難しい状況になってきている。そして、決定がまだ時間がかかっていて、9月6日頃に新しく国務院から発表になるとか。段階的に徐々にはっきりしてくるのですが。

とにかく、向こうの環境がひどいので、汚れたもの、汚いものは買わないという姿勢は、貫かれると思うんですよ。

日本の古紙は、皆様がきちんと分別してお出しになって、我々業者自身でも分別して 出しますので、きれいなのですが、日本のミックスだからといって、まだ輸入を認めら れてはいないわけです。

そういう道筋をつくるためにも、今までの新聞とか段ボールはいいのですが、どうい

う紙が雑紙として扱われるのかを新規の集団回収の方々・今までやっていらっしゃる 方々に、もっとよく勉強していただきたいと思いますので、集団回収の方々に集まって いただいて、セミナーとか勉強会をこちらで開いていただきたい。

そこで私ども業界としては、地元の業者も交えてご説明に参りまして、「集団回収とはこういう利点がありますよ」といったことを申し上げて、集団回収が増えていけばいいと思います。その点よろしくお願いいたします。

## 【田村会長】

雑紙というのは、どういったものが対象になるんですか。

## 【吉浦委員】

こういう紙もそうですが、家庭にある小さな紙とか、伝票だとか、あと名刺とか、結構小さな紙というのは、捨てられてしまうんです。チラシでも小さいものとか、ダイレクトメールに入ってくる中のものだとか、そういうものも捨てられてしまうんですね。小さいからまとめることができないので捨てられるという方向にあったのです。

ですけれども、袋に入れれば、その袋ごと持っていけますから、袋で入れて出してくださいという方向にどんどん進んできているんですね。東大和では、袋を配っていらっしゃるんで、余計に入れることができるのですが、輸出するにはどういったものまでは入れていいのか。輸出される方とか、国内のメーカーも品質が落ちているとおっしゃっています。各地域にいらっしゃる資源回収業者―こちらにいらっしゃる行政回収を受けている業者とか―そういう方たちの基準もあります。全部が同じではないので、そこに合わせて、東大和市ではこういうものを雑紙として取り扱おうということを勉強していただければと思います。

### 【星委員】

トイレットペーパーの芯とか、ああいうものは雑紙ですか。

### 【吉浦委員】

雑紙です。

### 【中山課長(事務局)】

情報ありがとうございます。今日も、産経新聞だったかに出ていたと思います。確か に雑紙という形になってしまうと、一緒くたになってくるという話なので、取り扱いは 私たちも勉強させていただきたいと思います。

こういったものについては、民間というか、市民の方もそうなのですが、事業者の方 もご協力いただいてありがとうございます。

レクチャーしていただけるということですので、何か機会をつくれるようであれば、

お話をしていただきたいなと思います。これからの勉強ということも兼ねまして、私どもで進めさせていただきたいと思います。

### 【吉浦委員】

ぜひよろしくお願いいたします。

### 【陣野原委員】

私、今度、うちの自治会と、もう一つの自治会と取り組んで新しく集団回収を始めました。うちの自治体はもう30年来ずっと集団回収をやっているのですが、それでもまだ周知されていないところがたくさんあるので、やはり勉強させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

### 【岸委員】

資料4の2ページ目の適正処理の推進で、飲料容器、ペットボトル、各月2回回収ということに関連しまして、資料3の2ページ目、かんがる一等の拠点の回収廃止の検討が前からあるのですが、かんがる一の設置場所、今かなり少なくなっていますが、うちの近所にもあり、結構便利にさせてもらっている部分もあります。廃止の検討というのは何かあるのですか。その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

## 【松本部長(事務局)】

実を申し上げますと、かんがるーボックスは、今から20年ぐらい前から設置していたんです。当時まだ可燃ごみ/不燃ごみの時代だったから、かんがるーボックスの役割が、「今後、資源回収というものを定着させよう」ということで、当時「かんがるーボックスに空き缶を入れてください」みたいなところから、啓発用に設置したというところです。

それで、今はかなり定着されているわけですが、分別意識自体もかなり向上してきたので、そういった意味でかんがる一の役目が終わったのかな、というところがあるんです。

ただ、東大和も、かつては資源物はそれぞれが毎週1回は出せていたのが、平成26年 8月に今の収集方法に変えたことで、具体的には、缶と瓶とペットボトルの3種類については月2回の収集に回数が落ちている。

そうすると、今ご指摘というか、お話があったように、逆に「かんがるーボックスがあったほうが」という地域の声も正直いただいています。なので、そこはちょっと、かんがるーボックスの利用頻度等のバランスを見ていきたいと思っています。

なぜ、計画上、廃止の方向に謳わせているのかという理由については、会議冒頭の話 に戻ってしまうのですが、できれば買ったお店に戻していただきたいという今の東大和 市の考えがあるために、「マイバッグ資源を入れてお買い物」と市長が申し上げている とおり、「買ったお店に戻そうよ」という運動を広めたいために、かんがるーボックス を少し絞らせていく方向性を計画に盛り込んでいるところであります。

## 【田村会長】

他にございますでしょうか。

これをまた、最初の審議会で配られた予定表の中で、お話しする機会というのは今後あるわけですよね。

## 【中山課長(事務局)】

はい。次回の審議会で資料として提示させていただくものに関しては、実際の計画に 近いものを皆さんに見ていただく形になろうかと思います。

この資料の、こういう対比表とかではなく、実際に資料5に書いてあるようなもの、 計画書の叩きになるようなものを見ていただいて、審議いただくという形で今考えてお ります。

## 【田村会長】

僕からお聞きしたいことがあるので、お願いしたい。

戸別収集の導入、今までやっていなかった、有害ごみやスプレー缶等と資源物を戸別 収集へというのは、いつごろから予定しているのか、もしお答えできればお願いしたい のが1点。

あと、これはお願いになりますが、恐らく事務局の方、専門家でいらっしゃいますので、他の自治体のいろいろな情報をもとにこういったものを作成されていると思いますが、少なくとも、これまでと同じ施設を使っている中で、あっちはやっているけれども、こっちはやってないという形ではなく、3市の綿密な情報交換の中でお互いにいいものを取り入れていくような、そういった姿勢で意見交換等をしていただければと思います。これは要望としてで結構です。

1点目についてだけお答えできれば。

#### 【中山課長(事務局)】

今、会長からお話があったのは、16ページにあります。戸別収集の品目がいろいろ出ております。

すみません。これは「導入」となっていますが、次の会議では「検討」という形にさせていただきたいと思っております。少し先走っていますので。というのも、これをやるからには、実際に現状から変えるということで、やはり周知期間等いろいろあります。

また、今、会長もおっしゃったとおり、2市との関係もやはり考えていかなければならないと思いますし、東大和市の実質上の関係ももう少し精査をした中でやらなければいけない、ということを検討をした中で、次のステップとしてどうやったら実施できる

のかを、まず私たち事務方のほうで検討させていただいて、皆さんにご提示していくという流れになろうかと思いますので、すみませんが、次のときには訂正が入ると思いますので、よろしくお願いいたします。

ご意見をいただいた中では、16ページの一番下に、3市共同資源化事業がございます。 今、3市の中でどういった形で廃棄物の統一をしていこうかというお話をさせていただいておりますので、今、会長おっしゃっていただいたところを加味させていただきながら、話のほうを今度進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

# 【田村会長】

ありがとうございました。変更予定案と書いてあったので、もうやる気なのかと思い聞いてしまいました。ありがとうございました。

他はよろしいでしょうか。

それでは、次に、次第2「その他」に移りたいと思います。事務局から内容の説明を お願いいたします。

### 【吉岡係長(事務局)】

前回もお伝えしたのですが、任期の件についてです。委員の皆様の任期、10月31日までとなっております。引き続き委員をお引き受けいただきますようお願い申し上げます。引き続きの手続等については、次回にお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

# 【田村会長】

説明が終わりました。皆さん継続ということでよろしいでしょうか。ここで確認することではないですが、後で事務局のほうから個々に確認作業があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

他に質問がなければ、次回の会議予定につきまして、日程の調整をしたいと思います。 次回は10月10日の火曜日ということで、午前中を予定しておりますが、何かご意見等ご ざいましたらお願いいたします。

時間は今日と同じ10時半ということでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

なければ、これをもちまして本日の会議を終了いたします。本日はどうもお疲れ様で した。ありがとうございました。

(以上)